

# 第18回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第18回定例会

平成27年9月30日

開会 9時15分 閉会 10時40分

出席委員 (21名)	会長 小林茂徳	会長代理 渡邊登司美
	1 清水洋	1 3 山崎正勝
	2 上原勉	1 4 花岡豊一
	3 土屋武道	1 5 白倉令子
	5 伊藤義一	1 6 柳沢家保
	6 関直茂	1 7 依田隆喜
	7 竹重文昌	1 8 戸田幸江
	8 依田喜巳男	1 9 長岡政直
	1 0 滝沢辰己	2 0 渡邊重昭
	1 1 小林和恵	2 1 田口千秋
	1 2 渡邊幹夫	

欠席委員

議事録署名委員	1 8 戸田幸江	1 9 長岡政直
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局
	事務局長 金井 泉
	次長 柳澤秀夫
	事務局 滝澤友一郎
	事務局 北村久美子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による適格者証明について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 庁舎別館4階 第一会議室

渡邊登司美会長代理

皆さん、おはようございます。ぼつぼつ巷では稲刈りが始まってきている昨今でございますけれども、本日は午前中が定例総会、午後が立科町農業委員会との交流会ということで盛りだくさんでございますけれども、それではただ今より第18回農業委員会定例総会を開催いたします。

小林茂徳会長

改めましておはようございます。今朝は若干冷え込んだようでございますけれども、大変朝から晴天ということで秋らしい陽気になってまいりました。今代理からもお話がございましたように、稲刈りもいよいよ本番を迎えましたし、リンゴの色も赤く色付き始めたということで、本当に秋だなというふうに思っております。ただ、秋特有の周期で天気が変わりますから、また天気予報を見ますと明日からちょっと雨マークで心配しております。さて、本日は一日フルでスケジュールが組まれております。特に午後には立科町の農業委員会さんとの交流会ということでございまして、非常に楽しみにしているわけですが、ぜひ、おもてなしの精神で立科町の方々にも楽しんでいただけたらと思います。今お聞きしましたところ、懇親会の方には立科町の町長さんもお見えになるということなので、楽しみにしているわけでございます。さて、先日の巨峰の王国まつりにおきましては、大変ご協力いただきましてありがとうございました。初日、数が少なくて300本、2日目500本ということで、チームワークの良さもあって早めに完売することができたということで、本当にありがとうございました。お忙しい中ではありますが、続いて10月の第2週の土日には、火のアートフェスティバルということで、また皆さんにはご出役を願うということでございますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。それではこれより審議に入りますけれども、いつもの通り慎重審議、そしてスムーズな進行をよろしくお願ひしたいと思います。それでは本日の議事録署名員は、18番戸田委員、19番長岡委員にお願いいたします。それでは議事本会に入らせていただきます。第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは第1号議案についてご説明させていただきます。

まず番号1番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は、〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、4筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経

営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は8番依田喜巳男委員です。  
続きまして番号2番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は2番上原委員です。

続きまして番号3番です。こちらは先月の案件でございます。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の12筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が新規就農です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は1番清水委員です。

続きまして番号4番です。譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳、同じく〇〇〇〇の〇〇〇〇さん〇〇歳です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の4筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。こちらは一番上の地番が〇〇〇〇さんで、その他の3筆が〇〇〇〇さんとなっております。申請内容は所有権移転です。申請理由は譲渡人が経営規模縮小、譲受人が経営規模拡大です。譲り受け後の経営面積の合計が〇〇〇〇㎡です。担当委員は1番清水委員です。3条は以上です。

議長

はい、ありがとうございます。それではこれより担当委員の説明に入ります。番号1番の案件につきまして8番依田喜巳男委員より説明をお願いします。

8 依田喜巳男委員

はい、よろしく申し上げます。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんということで、〇〇〇〇さんの〇〇〇〇の〇〇〇〇に出た財産を、〇〇〇

○が○○○○で○○○○が引き継いだのですが、○○○○さんが約○  
○年これを全部耕作しておりました。○○○○さんが財産は要らない  
ということで、これを○○○○さんが買い上げるということになりました。  
場所が○○○○ ○○○○番は○○○○の○○○○のすぐ下の  
道路際でございます。○○○○が自分の屋敷にあたります○でござい  
ます。○○○○が○○○○の下側でございます○○○○沿いの○○○  
○の家の真横に2枚ございまして、○○年間作っていて問題ないから  
ということで彼が買い上げるということになりましたので、問題ござ  
いませぬのでよろしく審議お願いします。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号1番の件に関しまし  
て、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号1番の案件につ  
きまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。

続きまして番号2番について、2番上原委員お願いします。

2 上原委員

はい、それではお願いします。資料4ページをご覧ください。申請  
地は、○○○○の○○○○から南へ○○○○mくらい○○○○を越え  
た位置になります。申請地の斜め右上に○○○○さんとありますが、  
ここが譲渡人○○○○さんの家です。申請地の上に家が1件ありま  
すが、これが譲渡人の○○○○さんの○○○○となっていて長らく無人  
だったのですが、譲受人が購入して住宅とするとのこと。譲渡人  
は長らく野菜中心の農業を行っていたのですが、○○○○により耕作  
ができなくなり休耕状態となっております。○○○○さんも○○○○  
で商売をやっていて、農業を継ぐ意思がないということで、今日この  
後2件、全部で3件ありますが、全部処分しておきたいということで  
申請が上がってきております。譲受人は○○○○で稲作と豆腐味噌用  
の大豆等を栽培しているそうですが、他に○○○○の○○○○として  
活躍しているようです。現在は○○○○で、ほぼ○○○○したとい  
うことでまた仕事に戻りたいとのこと。○○○○にも家がありますが、  
購入した家を本宅として耕作に通うようです。家の購入時に譲渡  
人との話の中で農地を整理したいというような話が出て、それでは  
ということで家の前の一部を譲り受けることになったということです。  
今後は取引先から要望のある小豆の栽培等をここで行いたいと言  
っておりました。特に問題はないと思いますのでよろしく願います。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号2番の件に関しまし  
て、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。番号2番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番について1番清水委員願います。

#### 1 清水委員

はい、それでは5ページをご覧ください。いつもどおり地図でわかりにくいもので、以前〇〇〇〇がありましたところから〇〇〇〇m程西の方に下ったところの土地でございます。先月家を含めた農地の一括購入の予定ということでありましたけれども、新規就農にしても面積が多いのではないのかという指摘がありまして、主に今回は畑地のみ申請となっております。譲渡人の〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇で土地を受け継ぎましたが、〇〇〇〇されて〇〇〇〇に在住で農業をする気もなく田と畑は現在貸しております。そして今年市のほうで勧めております空家情報制度というのに申し込んでいたところ、それを聞いた譲受人〇〇〇〇さんが欲しいということでこの申請になりました。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇から東御市の方に来て〇〇年、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇の仕事をしているところのお手伝いということでやっていたけれども、現在は〇〇〇〇さんの学校に入りまして〇〇〇〇の勉強をしておられます。そして卒業した後はここで〇〇〇〇に取り組みたいという希望でおられます。営農計画としては買い受けた農地、お宅、それからそれに付随しております納屋とか農機具を利用してワインブドウの生産、後ブロッコリー等を作りたいという希望です。また〇〇〇〇で農業をしておられる〇〇〇〇さんもこちらの方に手助けにこられるとかということと、〇〇〇〇氏の助言、指導ももらえるということで、やっていきたいという希望です。また、このお宅に住みまして地区との付き合いもしていくという予定でおられるそうです。遠くから〇〇〇〇にという人がいない時期、良い後継者になってくれればとわたしは思いますけれど、よろしくご審議いただきたいと思えます。

#### 議長

はい、ありがとうございます。それでは番号3番の件に関しまして、ご意見ご質問等あれば挙手をお願いします。はい、12番渡邊幹夫委員どうぞ。

#### 12 渡邊幹夫委員

はい。先月申し上げたとおりで私は正直言って先月のまま出れば反対と言おうと思ったのですが、水田の方は除外されて新たに申請になったということで、ともあれ大きな土地が住宅を中心にしてその人の手に渡るわけですが、わたしが腑に落ちないのは、他の地区に住んでいてここに来て耕作だの農作業をやりますと言っても、そんなに簡単

に通いの形の中で農業ができるのかなという気がしております。特に今現状の中で持ち主が第三者に貸していて、それなりに畑なり水田の耕作をされていますが、〇〇〇〇さんが取得することによって、3年なり5年間荒れてしまうのではないかという懸念があるわけですし、とりとて所有者が売りたいという今の現状の中では、〇〇〇〇地区では買っていただける人はいない状況の中で、所有者の意向によって買い手が見つかったという中ではいいのかなという気がしております。先月お聞きした中では農業委員会は賛成多数という形ですから、どうにもならないかと思いますが、水田が残されてしまったという形の中で今後とも心配な面はありますけれど、とにかく〇〇〇〇さんにはこれだけの土地を取得したのですから、荒廃地化することなく耕作していただけるということを要望していただきたいと思っております。以上です。

議長

ご意見ということでよろしいですね。はい。それでは他にどなたかご質問、ご意見等ございましたらお願いします。はい、18番戸田委員どうぞ。

18戸田委員

ワインブドウを作るという事ですが、周りはたぶん畑ではないかと想像するのですが、周りに対する農薬の飛散などは大丈夫ですか。

議長

営農計画書を出されているので事務局に説明をお願いします。

事務局

はい、消毒の対策につきましては早朝時の風がない時に消毒すると、隣接の境ぎりぎりまでブドウはやらなくて、間隔を空けて栽培を行いたいということがございます。事前に消毒するときには周囲の方に申し合わせをして了解を得てやるという営農計画書が出てきております。

議長

今の説明でよろしいでしょうか。

18戸田委員

アスパラとか作ってれば、春先の消毒なんかは絶対かかってしまうし、ブドウ畑の外のアスパラというのはすごく気を使います。作るものによってですが。

事務局

先程の物に加えて、S/Sの上部バルブは使用せず閉じておく。ノズルを調整し強く散布しない。ブドウのため強い噴射は必要なし。隣接との境目は手作業で散布する。それから薬液はボルドー液を使用する。有機農法で安全が認められている農薬を使うということです。農薬については以上です。

議長 　　という形で営農計画書の中の消毒対策ということで、きめ細かく一応本人からは計画書が出されております。

1 清水委員 　　わたしもこの土地を見させてもらいましたけれども、左側に〇〇〇〇さんというお宅がありますけれど、このお宅を除いたほとんど周りは耕作していないというか、比較的荒れているという言い方はおかしいですが、そんな状態であると上はみんな水田ですし、栽培のことは私は良くわかりませんが、ボルドー液とかの飛散に関しては今のところは問題ないのではないかと思いますけれど、今の状態はそんな状態です。

議長 　　はい、清水委員と事務局の説明でよろしいでしょうか。他にどなたかご質問等ございましたら挙手の上発言をお願いします。

　　無いようですので採決をさせていただきます。番号3番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

　　(全員挙手)

　　全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番について1番清水委員をお願いします。

1 清水委員 　　引き続きよろしくをお願いします。資料は6ページになります。先日視察研修で〇〇〇〇へ行きましたけれども、あれから〇〇km程手前の位置になります。買い手の〇〇〇〇さんは現在〇〇〇〇として勤めていますけれど〇〇歳になり、〇〇〇〇が近くなった今〇〇〇〇後を考えるようになりまして、〇〇〇〇後は農業をもう少し規模拡大して取り組んでいきたいという気持ちでおられます。一方売り手でありまして〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇〇〇でありまして、〇〇〇〇でこの土地を受け継いだわけですが、〇〇〇〇在住のため、現在は人にお願いしまして管理してもらっております。〇〇〇〇となってしまうとこれから先管理が難しいかなということで、〇〇〇〇さんと話が決まったようです。〇〇〇〇さんのお宅はこの土地から〇〇〇〇mくらいの位置にありますけれども、〇〇〇〇水田〇反歩、その他にジャガイモ、モロコシ等を耕作して、〇〇〇〇と共に休日という格好での農作業に取り組んでおられる方です。特にこのような状況でありますので問題ないと思います。今回の申請地を有効に利用してくれるのではないかと考えております。よろしくご審議いただきたいと思っております。

議長 　　はい、ありがとうございます。それでは番号4番の件につきまして、ご意見ご質問等あれば挙手をお願いします。はい、12番渡邊委員どうぞ。

1 2 渡邊幹夫委員 はい、ちょっとお聞きしたいのですが、真ん中はこれは宅地ですか。

1 清水委員 ○○○○がおられまして、お一人が真ん中にあるところが宅地になっていきますけれど、現在は更地になっていきますけれど、それは別の問題でありますから関係ないという格好で、今回は農地のみの申請でありますので、そちらのご審議をお願いしたいです。

議長 はい、1 2 番渡邊幹夫委員よろしいでしょうか。

1 2 渡邊幹夫委員 いいんだけど、これ囲繞地になってしまって、私有道はあるのですか。これを○○○○さんが買ってしまった場合に入れるんですか。○○○○で宅地を持っているとかという話ですが、そこへ通行する入口がなくなってしまう感じがするのですが、囲まれてしまって。これを全部○○○○さんに売ってしまうと囲繞地になってしまって、そうするとこの土地は全然活用価値はなくなってしまうから、もし買えるものなら一緒の方が話はいいのではないですか。これだけ残されても今度はこれをどうするのという話になってしまって。

事務局次長 囲繞地という話になりますと、囲繞地の方については当然囲い地の人たちの通行権というのが発生してきますので、いくら権利を主張しても通行は可能であると。ただ、今回の場合この部分が宅地なんですよ。宅地ということになると、あくまでも農業委員会の方では農地の問題を審議すればいいのかなと。宅地についてどうこうという話は逆に言うと農業委員会の方では何もできないのかなと思っております。ご心配されるのはその通りだと思いますが。

議長 はい、他にどなたかご質問ご意見ありましたらお願いします。はい、3 番土屋委員どうぞ。

3 土屋委員 今の話で理屈的には確かに関係ないという話になったと思いますが、人情的にこれこれこういう内容だよというのは、現在の所有者と取得する方との話しがあったのか無いのか、その辺のところはきちんとしておいた方がいいのかなという感じがするのですが、その辺はどういうものでしょうか。わざわざそういうことでやっていいのかというのが非常に疑問ですが、その辺の考え方、それから話をされているのかどうか、その辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長 もし何かわかれば1 番清水委員の方でお願いします。

1 清水委員

〇〇〇〇さんには〇〇〇〇さんがおられまして、もし先々気があるならばこの宅地をという希望はあるようなことはおっしゃっていました。

3 土屋委員

譲受人の〇〇〇〇さんですか。

1 清水委員

〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんが将来的に農業を受け継いでやってくれば、ここに家なりを造ってという希望はあるみたいなことは言っていました。

3 土屋委員

〇〇〇〇さんというのは譲渡人ではなくて譲受人の方ですか？

1 清水委員

すみません、買われる方の〇〇〇〇さんです。となると先程おっしゃられました囲繞地の問題はなくなるのかなとも思います。

事務局次長

補足で説明させていただきますが、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇番地、〇〇〇〇番地の4筆について、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんの土地ということになっております。真ん中の空欄は先程宅地というお話をさせていただきましたけれども、こちらについても〇〇〇〇〇さんの土地でございます。今回の売却の人の土地でございますので、囲繞地の関係は特に問題は出てこないのかなと。所有者は同じですから、今現在の所有者が承知をして売却をするということですから、特に問題は発生しないのかなというふうに思っております。

議長

ただ今の事務局の説明が一番的を得ているような気がいたします。いずれにいたしましても、譲渡人はそういうことを了解の上ですから、袋地の部分は好きなようにしてくださいということで。

ご質問ご意見等のある方は挙手の上発言をお願いします。はい、14番花岡委員どうぞ。

1 4 花岡委員

宅地についての売買の意向については農業委員会の方ではいっさい出てこない。わたしたちの扱っている件とは別で、たぶん当事者間で話し合われているんじゃないかというふうに推察するだけなので、最終的に宅地が第3者に売却されて、そうなった場合は今回上がってくる農地の他に進入路をほしいという形で、第3者が今回譲り受ける〇〇〇〇さんに話をすることなので、今の審議については真ん中が閉鎖地になっていても将来的なものを審議する部分ではないと思います。

議長

はい、ありがとうございました。いずれにしても宅地の問題は農業委員会と直接関係ございませんので、憶測でここでいろいろ議論を出しても仕方がないと思います。いずれにしましても安全である周辺の農地の譲渡についてということでございますので、それを念頭に入れて発言をお願いしたいと思います。他にどなたかご意見、ご質問よろしいでしょうか。はい、それでは特にないようでございますので、採決に入らせていただきます。番号4番の案件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして第2号議案、農地法第3条の規定による適格者証明について事務局は説明をお願いします。

事務局

はい、第2号議案についてご説明します。今回3条の適格者証明ということで申請が上がってきておりますが、適格者証明ですが、今回は公売ということで〇〇〇〇の関係で公売となった土地でございます。公売とか競売とかがありますけれど、こちらの農地を取得するには農業委員会による証明が必要になります。これは農地法上の農地の権利の取得があるかどうか、資格があれば農家ということをお場で協議をいただければと思っております。では番号1番ですが、土地の所在が〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、譲渡人が〇〇〇〇さん、譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。耕作面積が〇〇〇〇㎡、申請理由が所有権移転の公売で、合計面積が〇〇〇〇㎡です。担当は13番山崎委員です。以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より農地法第3条の規定による適格証明について説明がありました。それでは13番山崎委員をお願いします。

13山崎委員

はい、説明させていただきます。譲受人〇〇〇〇さんはこの間家に来ていただいて説明を受けたのですが、今実際には〇〇〇〇で野菜やアスパラガスを約〇〇〇〇㎡くらい耕作しているということでございます。水田が全然ないということで田んぼを作りたいということで、地図の7ページつきましては〇〇〇〇の〇〇〇〇の信号から〇〇〇〇の方に向かって〇〇〇〇メートルのところがございます。その〇〇〇〇〇〇沿いの土地でございますけれども、この右側の道を下へ下った〇〇〇〇枚目には、同じく〇〇〇〇で〇〇〇〇さんという方が水田〇枚作っておりますし、そういった部分で〇〇〇〇からも通っているということでございます。距離にしまして〇〇km、車の移動で〇〇分位でできるということで、農機具とかトラクター、耕運機などは全部お

持ちのようでございますし、しっかり農業をやられているようでございますので、特に問題はないかと思っております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。それでは番号1番の案件につきまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願い致します。質疑なければ採決に入ります。この件につきまして賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。全員の賛成を持ちまして決定とさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてご説明します。

まず計画変更1番と番号1番が関連がございますので、一括で説明させていただきます。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で当初許可が出た面積が〇〇〇〇㎡、その数年後に分筆がありまして若干面積が減っております。申請事由は住宅敷地〇棟で、まず当初は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ同じく住宅敷地で転用許可が出ていたのですが、〇〇〇〇さんという方が〇〇〇〇にお住まいで、〇〇〇〇さんの実家が東御市にあるので東御市に家を建てたいということで申請が出て許可が出たのですが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇にいらっしゃって、ずっと〇〇〇〇を出していたのですが、なかなかその願いが叶えられずに結局ずっと〇〇〇〇にお住まいになるというふうになってしましまして、計画を断念されたということです。ただその許可が出ているので土地だけはその所有権が〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんに移ってしまっているという状況で、この計画変更が出てきております。その移ってしまった所有権を今回〇〇〇〇さんから、同じく住宅敷地を建設予定の〇〇〇〇さんに変更するという申請になっております。許可基準は集落に接続している農地で則33-4 第2の1の(1)のカの(ア)で許可になる見込みだと判断します。担当委員は13番山崎委員です。

続きまして2番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は個人住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人がこちら〇〇〇〇になりますが譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は使用貸借権設定です。こちらは農振除外して出てきた案件でございます。許可基準は集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は小林茂徳会長です。

続きまして番号3番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんということで、〇〇〇〇さんになります。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は用途区域内の第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)でございます。担当委員は11番小林和恵委員です。

続きまして番号4番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は太陽光発電所敷地〇棟です。建築面積が〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は2番上原委員です。

続きまして番号5番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の内〇〇〇〇㎡です。申請事由は農業用倉庫〇〇棟〇〇〇〇m、太陽光発電施設〇〇〇〇枚〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでこちらは〇〇〇〇になっております。契約内容は使用貸借権設定です。許可基準は消極的2種農地ということで法5-2-2 第2の1の(1)のカの(ア)です。担当委員は3番土屋委員です。

続きまして番号6番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は住宅敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。こちらも農振を除外した案件でございます。許可基準は、集落に接続しているため則33-4 第2の1の(1)のイの(ア)のaです。担当委員は12番渡邊幹夫委員です。

続きまして番号7番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡、同じく〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡の2筆合計面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は3種農地です。申請事由は住宅敷地〇棟です。建築面積が作業場〇〇㎡、倉庫〇〇㎡、住宅〇〇〇〇㎡です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。許可基準は用途区域内の第1種住居地域で、則44-3 第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)です。担当委員は2番上原委員です。

続きまして番号8番です。土地の所在は〇〇〇〇 〇〇〇〇番の〇で面積が〇〇〇〇㎡です。農地区分は1種農地です。申請事由は資材

置場敷地です。申請人は譲受人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が〇〇〇〇の〇〇〇〇さんです。契約内容は所有権移転です。こちらは既存施設の拡張という許可基準がありまして、則35-5 第2の1の(1)のイの(ア)のaになります。担当委員は3番土屋委員です。5条は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局より農地法第5条の規定による許可申請についての説明がありました。それでは計画変更1番と番号1番について関連しておりますので一緒に審議したいと思います。13番山崎委員お願いします。

13山崎委員

はい、ご説明させていただきます。場所につきましては地図の8ページでございます。先程説明した田んぼの西側を行きますと〇〇〇〇があります。その〇〇〇〇のずっと下の方に、〇〇〇〇は〇支区あるのですが〇〇〇〇支区という地区でございます。その中でございますが、〇〇〇〇何年に農協で造成したときに買われたようでございますけれども、それから事務局から説明ございましたけれども、〇〇〇〇に勤務して実家が〇〇〇〇だということで、中間に自宅をほしいということで〇〇〇〇何年前から〇〇〇〇したようですが、要望叶わず〇〇〇〇で〇〇〇〇を迎えてしまったということで、こちらに帰ってくる予定がなくなってしまったということで、たまたまそうしたら〇〇〇〇の方が宅地を探しているということでございます。今も完全に宅地状態でございますし、隣近所の人が駐車場で利用しているような土地でございますし、一回宅地で申請が上がってきている土地でございますし、特に問題はないと思いますのでよろしくご審議をお願いします。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。はい、3番土屋委員どうぞ。

3土屋委員

はい、計画変更の1でございますけれども、面積の関係ですが当初〇〇〇〇㎡が〇〇〇〇㎡になっているということで、これはどういうことなのかなということでご質問させていただきたいというふうに思います。それでなお次の1番も〇〇〇〇㎡ということでございますので、差し引きの面積というのは残るのか、〇〇〇〇番というのと分筆されるのか、良くわかりませんのでお答えをいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長

それでは事務局の方からお願いします。

事務局 はい、先程も分筆したという話をしておりますけれども、まず当初が〇〇〇〇㎡で出ていて、その後何があったかわかりませんが分筆して面積が変更になっていて、その変更後の面積で今回番号1で申請が上がってきているということです。余った残りの面積ですけれども、おそらく道路敷地になっているのではないかなと予想はしております。だから変に残るといことはこの図面からはたぶん大丈夫かなとは考えております。

1 3 山崎委員 当初の北側の道が少し広くなったようですね。申請はどうなっているかわかりませんけれど。

3 土屋委員 畑として残るといことですか。

事務局 いえ、道路です。

3 土屋委員 あまりとやかく言うつもりはありませんが、その道路としての地目変更的な許認可の関係はどうなっているのか、その辺はどうですか。

事務局 もうすでに道路になっておりますので問題はないかと思えます。

3 土屋委員 なっているというのはどういう形で、農業委員会にかかったのかかからないのかということです。

事務局次長 道路の関係は地区の小規模土木というみなさんご存知がないと思いますが、各自治会で道路を広げたりとかそういう事業がございます。道路事業につきましては、土地収用法にかかるものですから農地法の許可不要という案件でございます。今回土地を見る限りではきちんと分筆をされて、東御市の名義になっておりますので、なんら問題ないというふうに解釈しております。

3 土屋委員 はい、わかりました。

議長 他にどなたかご意見ございますでしょうか。  
無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。  
(全員挙手)  
全員の賛成をいただきましたので、よって決定とさせていただきます。続きまして番号2番は、わたくしの担当でございますので説明させていただきます。地図は9ページをご覧ください。手前の川が〇〇

〇〇でございます。場所は〇〇〇〇の中でも支区が〇つあるのですが〇〇〇〇支区というところになります。この申請農地の接続している上の道路が、この真下にいきますと〇〇〇〇にぶつかるということで約〇〇〇〇m位です。それからこの上の方が山林を経まして〇〇〇〇に接続していると、そんな位置関係になります。申請の土地は平成〇〇年〇〇月〇〇日付で農振の除外を受けたということになっております。申請人の〇〇〇〇さんは、先程も申し上げましたように〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんということで〇〇〇〇関係にあたります。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇にて今アパート住まいをしているわけですが、近い将来〇〇〇〇で手狭になるということで、住宅を新築したいという希望でございます。〇〇〇〇でございますから年齢を重ね将来の不安もあるということで、自宅近くに〇〇〇〇に住宅敷地を提供したいということで今回の申請となりました。以上でございますが、何かご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号3番について11番小林和恵委員をお願いします。

11 小林和恵委員

はい、申請地は資料の10ページをご覧ください。〇〇〇〇の〇〇〇〇の西側の道路沿い〇〇〇〇より東側に、〇〇〇〇mほどの道路沿い北側の2筆が申請地でございます。譲渡人〇〇〇〇さんは〇〇歳という〇〇〇〇でありまして、申請地のすぐ側に〇〇〇〇をしております。譲受人〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんですが、その〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの〇〇〇〇さんという関係でございます。〇〇〇〇の〇〇〇〇をするため、現在も〇日に一度は家に来ているという状態らしいですけれども、世話をするため〇〇〇〇の近くに住宅を建築したいということでございまして、〇〇〇〇さんも〇〇〇〇の面倒を見てもらいたいということで申請に至りました。隣接するところの境界からかなり離して建てると、また、日照、通風等特に影響はないと思われれます。また同意者とも覚書等交わしておりますので同意も得ているということで、別段問題はないと思われれますので、ご審議よろしく願います。以上です。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号4番について2番上原委員お願いします。

2 上原委員

はい、それではお願いします。資料は11ページをご覧ください。申請地につきましては、1号議案3条の2の4ページで説明した位置の隣でございます。図面上畑の地形と申請地が少しずれているようですが、構図上はこんな感じになっているようです。現地においては大体地形図的にはなっておりました。譲渡人につきましては、前にも説明した通りの事情で、譲受人は、〇〇〇〇を中心に太陽光発電施設の販売と自分で発電事業等を行っています。少し日当たり等良い東御市で適地を探していたところ譲渡人を紹介され、譲り受けることとなったようです。この申請地の下側もやはり太陽光発電の施設となっております。今回はパネル〇〇〇〇枚で、発電出力〇〇〇〇kwの設備を作りたいということで今回の申請になったようです。近隣の同意も得ており雨水対策、防護柵も十分検討してありました。特に問題はないと思われまますのでよろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号5番について3番土屋委員お願いします。

3 土屋委員

はい、説明させていただきます。場所等につきましては12ページになりまして、位置的な関係でございますが、右側に走っております〇〇〇〇から約〇〇mぐらい左側に位置している場所でございます。この場所につきましては地図上でもお分かりになるかと思いますが、道路を挟んだ左側、それから道の下等については、住宅であるということで、隣接されているものについては、特に農地にはなっておりませんがほとんど耕作はされていないという状況のところでございます。所有権移転に対する近隣の土地への影響というものはないものと思われまます。先程は事務局からも説明がございましたとおり、譲渡人〇〇〇〇さんと譲受人〇〇〇〇さんにつきましては〇〇〇〇であるということで、〇〇〇〇さんが、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇ということで、農業がよくできないということの中から今回太陽光発電ということで、借受けをしながら収入確保をしていきたいという理由で今回申請になったということでございます。よろしくご審議をいただきたいというふうに思います。以上でございます。



合をして、〇〇〇〇さんも自分の物になっているという中で住宅を建ててしまったと。今回〇〇〇〇さんが家に帰りまして、〇〇〇〇さんの住宅を建てるについて公図をとったところ、〇〇〇〇さんの名義で、交換分合したはずの矢印の部分の地目は畑なんです、現実的には石垣を取って宅地になっているということで、公図を取った段階で〇〇〇〇さん名義の物が自分の敷地内に出てきてしまったという形の中で、以前〇〇〇〇で話し合って交換分合してあるので、この際畑から地目変更して、同時に所有権を正式に移して移転をしたいという形の中で申請になってきております。一番問題になっているのは前の〇〇〇〇で交換分合につけてその中で宅地だという中で、宅地を立ててしまったという形の中で、農地が残っていたということだそうなので、この際整理をしたいということだそうなのでよろしくご審議をいただきたいと思います。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。

無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号7番について2番上原委員をお願いします。

2 上原委員

はい、それではお願いします。資料14ページになります。これは11ページの図面の左隣というような位置になります。4ページがその上側という位置になります。譲渡人については前にも説明した通りです。譲受人は、申請地の下が自宅となっております。ご主人が〇〇〇〇として家屋の〇〇〇〇をやっているということです。譲受人の〇〇〇〇さんが現在〇〇〇〇の借家で1人生活をしていますが、〇〇〇〇したので近くで面倒を見たいということで、家を建てるということで用地を探していたところ、顔馴染みである譲渡人が譲り渡すということで、話し合いの末譲り受けることとなったようです。前々から譲り渡す時は譲り渡してくれないかということになっていたようです。近隣の同意も得ており雨水対策と上下水道も整備されているので、特に問題はないと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。続きまして番号8番について3番土屋委員をお願いします。

3 土屋委員

はい、それでは説明させていただきます。場所的には、15ページをご覧ください。横に走っている道路が通称〇〇〇〇でございます。そこから下へ下る道路がありますけれども、これを下へ下って行きますと〇〇〇〇に出るという道路でございます。そこに四角くなっておりますが、この場所が譲受人〇〇〇〇の会社でございます、その続きということで今回譲渡人〇〇〇〇さんから所有権移転をし、資材置き場に使用したいということでございます。隣接地につきましては、〇〇〇〇の以外、東側については農地でございます、ここもほとんど耕作されていないというような状況でございますし、それから下につきましては〇〇〇〇になるということで、近隣農地への影響というものはほとんど考えられないという位置関係でございます。今回事業拡張に伴いましての資材置き場を拡張したいということでの取得ということでございます。特段問題はなかろうかと思っておりますので、よろしくご審議をいただければというふうに思います。以上でございます。

議長

はい、ありがとうございます。担当委員から説明がありました件に関しまして、ご意見ご質問等ある方は挙手をお願いします。それでは無いようですので採決をさせていただきます。この件につきまして賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員の賛成をいただきましたので、決定とさせていただきます。それでは続きまして、議案第4号農用地利用集積計画について事務局より説明をお願いします。

担い手支援担当

はい、今月の農用地利用集積計画ですが、全件で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、利用権設定に関しまして全件で〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、新規が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、再設定が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡、所有権移転が〇〇件、〇〇筆、〇〇〇〇㎡以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま事務局より17番までの集積計画一覧の説明がございました。何かご意見ご質問等ある方は挙手をお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。はい。ではこの4号議案の採決をとらせていただきますけれども、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。それでは全員の賛成ということで

決定とさせていただきます。

議長 それでは続きまして報告第1号農地法第4条の規定による届出について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、10ページをお願い致します。これまでは農地法4条の届出については詳細に説明をしていたのですが、こちらはあくまで報告ということで、みなさんに審議していただくという事ではございません。ですのでこれからは、ご覧の通りです、ということをお願いしたいと思います。1件1件につきましては、200㎡未満の農業用倉庫であれば届出で可能ということですし、担当農業委員の皆様にも申請者から説明は行っていると思いますので、これからそういう形をお願いしたいと思います。今月はこの3件がございました。いずれも〇〇〇〇地区になります。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。ただ今事務局から農地法第4条の規定による届出についてということですので、ご覧の上ご理解をいただきたいと思います。それでは議事本会の方は以上で終わりですけれども、全体を通して何かご意見ご質問等ありましたら出していただきたいと思います。はい、14番花岡委員どうぞ。

14花岡委員 今回の農地法4条の報告の件ですが、2番の面積が〇〇㎡の内〇〇㎡ですが、建築面積が〇〇㎡というのはどういうふうに理解すればいいですか。

事務局 こちらの申請は2筆にまたがってということで、農地の部分が〇〇㎡なので建築面積が少し大きくなっているということです。

14花岡委員 書いておいてもらえれば、宅地何㎡、農地何㎡とか。

事務局 わかりました。すみません。

議長 他に何かございますか。無いようですので以上で審議の方は終了とさせていただきます。スムーズな進行ご協力ありがとうございました。

渡邊登司美代理 それでは以上で第18回農業委員会定例総会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

10時40分 議会終了

議事録署名人\_\_\_\_\_

議事録署名人\_\_\_\_\_